

平成29年度 地域包括支援センターの事業計画の概要

I 各地域包括支援センターから提出された事業計画について

地域包括支援センター設置運営法人は、平成29年度包括的支援事業を受託するに当たって、市が示した「長野市地域包括支援センター設置運営方針」に基づき、これまでの取組状況と反省点を踏まえた上で、地域の特性等も考慮した具体的な事業計画を作成しました。

全てのセンターで運営方針に基づいた事業を実施するものですが、本資料は、運営方針や計画作成の留意点に記述されていないような各センターで工夫された取組、業務の具体的な取組内容等についての要旨をまとめたものです。

II 具体的な事業計画について

1 第一号介護予防支援事業

- ・ケアプランを利用者の目標設定ができるように支援する。目標が達成可能であるものに留意する。
- ・サービス事業所と目標の達成状況と一緒に確認し、卒業を目指す。
- ・委託する場合は、居宅介護予防支援事業所のケアマネジャーと同行訪問するなど、ケアマネジメントの支援を行う。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

ア 総合相談支援

- ・民生委員との同行訪問によるセルフネグレクト等支援困難者の相談支援
- ・お茶のみサロン等に出向き、相談を迷っている者に対する個別相談を実施
- ・センターで相談支援を実施していることを知ってもらうためチラシをポスティングする。今年度は集合住宅を中心に実行する。

イ 高齢者実態把握

- ・地域に出て高齢者の状況を見極め、認知症高齢者の早期発見、孤立や深刻な事態に発展する危険性を回避できるよう支援の必要性が高い高齢者の実態把握に努める。
- ・総合病院MSW等から依頼を受けた相談について退院後自宅訪問により実態把握を行い、生活状況を把握し必要な支援を行なう。

(2) 権利擁護

ア 高齢者虐待に関する啓発活動

- ・高齢者の権利侵害を予防するため、広報啓発活動をお茶のみサロンや福祉委員会等を通じて実施

イ 高齢者虐待への対応（通報・連携・支援体制の構築）

- ・高齢者虐待が発見された時の初動体制は非常に重要。実態把握に努め地域の民生委員や関係者との連携により、早期に状況を把握できる体制を整える。虐待の背景にある複雑な要因が重なって起きる困難事例に対して3職種が協働して問題解決に当たる。
- ・些細な疑惑でも早期に相談できる開かれた窓口であるように努める。
- ・経済的虐待やネグレクトなど、虐待における加害者への対応、支援も必要と判断されるケースにおいて、市や生活就労支援センターまいさぼ等と連携しながら支援に努める。

ウ 成年後見制度の利用支援

- ・介護予防教室・お茶のみサロン等を活用し、啓発活動を実施
- ・成年後見センターとの連携を強化し、権利侵害の予防や対応、人権・権利を護り、措置制度から契約制度に移行したことにより生じた自己決定に基づく契約が十分できない人の権利を護る。

エ 消費者被害の防止

- ・警察や消費者センターなどと連携して被害に遭った高齢者の支援を行う。
- ・地域の集まりや介護予防教室等で、消費者被害を防止するための啓発活動を行う。
- ・お茶のみサロンや講座等で高齢者や住民向けに消費者被害防止の注意喚起を行なう。
- ・広報誌にて事例紹介・各地区のお茶のみサロン等で講話など繰り返し実施。「地区で被害を防ぐ」ことを目標として掲げ、地区住民と連携して行う。
- ・地域のサロンや行事、広報誌などを利用して周知・啓発活動を行う。
- ・民生児童委員協議会定例会において長野市や警察署からの「消費者被害情報」や国民生活センターから配信される「新鮮見守り情報」を周知し、消費者被害の未然防止に努める。

オ 職員の日常的なスキルアップ

(3) 介護予防ケアマネジメント

ア 予防給付ケアマネジメントの支援

- ・要支援の認定者にリハビリの視点を持った介護予防ケアマネジメントを行い、身体機能の維持・改善を図る。
- ・ケアプランチェックを行い、適切なケアマネジメントが行なわれているか確認する。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ア ケアマネジャーへの支援

- ・支援困難事例へのスーパー・バイスの実施と個別ケア会議の開催
- ・勉強会を実施するとともに毎月第二水曜日に気づきの事例検討会を開催し、問題解決のスキルアップを行う。事例検討会の後、ランチミーティングの機会を設け情報交換を行う。
- ・1事業所1事例を持ち寄り、より良いケアマネジメント業務が行えるよう事例検討会を実施
- ・必要時は早急に個別ケア会議、地域ケア会議を開催し、医療や行政、地域等と連携して問題解決が図れるように支援する。
- ・ケアマネジャーが医療との連携をとりやすくするために併設病院とケアマネジャーの連絡会を年1回実施

イ 包括的・継続的ケア体制の構築

(5) ケア会議の充実

ア 個別ケア会議

- ・ケアマネジャーによる自立支援に資するケアマネジメント支援、支援ネットワークの構築、個別ケースの積み上げによる地域課題の把握が行なえるように努める。

イ 地区ネットワーク会議

ウ 長野市ケア会議

エ 地域の社会資源の掘起こしと活用

・オレンジカフェの共催を通じ、生活支援コーディネーターとも協力し住民のボランティア活動等への意欲やニーズを把握、問題を確認し、地域と目指す方針などを共有し地域力を高められるように努める。

オ 地域での見守り支援

(6) 認知症高齢者支援

・キャラバンメイト（劇団わかつき）の活動が継続できるように支援する。
・早期対応の必要性や相談窓口としてのセンターの周知を図り、早めの相談や対応ができるように働きかけを行なう。「認知症サポーター講座」を小中学校で開催できるように学校関係者や認知症キャラバンメイトと協力する。

(7) 生活支援体制整備の推進

・はつらつ運動講座を地域へ広めるため地区の役員さん達への説明会を開催し、介護予防の趣旨を理解してもらい、自主グループとして地域の人々の活動が継続するように支援する。
・高齢者が自分の足で通うことができる地区単位の通いの場作りを支援する。
・高齢者が活躍できるような仕組みづくりや住民自身が運営する体操や運動の自主活動グループを地域に展開し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくように、生活支援コーディネーターと連携して体制整備を図り介護予防を推進する。
・住民自治協議会が主催する「新たな集いの場」の立ち上げ、運営に協力する。
・今年度地区に設置される「(仮)地区介護予防・生活支援検討会」への出席、各地区版「支えあい活動計画」作成に向けて協力する。

(8) 在宅医療・介護の連携推進

・地区内の拠点病院と連携し、地区内の地域包括ケアシステム構築について意見交換を実施

2 その他

(1) 介護予防教室・介護者教室の開催

- ・山間地の住民も参加できるように地区に出向いて介護予防教室を開催して関心を高める。
- ・地区全体が介護予防への関心が向くよう魅力的な介護予防講座を開催し、高齢者だけでなく若い世代から「健康づくり」の意識を高める。
- ・住民自治協議会福祉健康部会と協力し、介護予防や介護知識の習得を目指す教室を開催
- ・健康ヨガ体操、認知症予防の視点からの栄養講座、高齢者の社会参加等について9回シリーズを実施
- ・「体力脳力アップ楽々体操講座」を9回シリーズで開催
- ・転倒予防、認知症予防のためのトレーニングを中心に実施。介護者の腰痛やケガを予防し、在宅介護の負担を軽減できるよう技術やサービス等に関する情報提供のための教室を開催
- ・協力医療機関と連携して講師を確保し教室を開催。年12回開催

(2) 地域での介護予防活動支援

- ・地域福祉ワーカーや福祉推進委員など関係機関と協力し、社会福祉部会が実施予定の小地区ごとで取り組む体操教室の開催に向けて協力する。

(3) 地域包括支援センター全体のスキルアップ

(4) 地域包括支援センターの周知活動

- ・センター独自のチラシ・マグネットを地域で集いの場や、茶のみサロン等の高齢者が集まる場などで配布し、地域に向けて一層の周知を行う。
- ・独自の広報誌を発行し、センターのPRや介護予防教室等の情報を発信します。
- ・お茶のみサロン・老人会・認知症サポーター養成講座・介護者教室を活用しセンターの周知を図る。
- ・公民館報のコラム掲載を年4回継続実施

(5) 個人情報の保護

- ・個人情報、パソコンは鍵のかかるキャビネットに保管する。
- ・法人の個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき個人情報の管理を徹底する。
- ・併設病院で行なわれる、個人情報保護に関する勉強会、講演会に積極的に参加する。